

議案第113号

東京都板橋区長及び副区長の給料等に関する条例等の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年11月26日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区長及び副区長の給料等に関する条例等の一部
を改正する条例

(東京都板橋区長及び副区長の給料等に関する条例の一部改正)

第1条 東京都板橋区長及び副区長の給料等に関する条例（昭和31年
板橋区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「100分の192.5」を「100分の195」
に改める。

付則に次の1項を加える。

20 令和7年12月に支給する期末手当に関する第4条第4項の規
定の適用については、同項中「100分の195」とあるのは「1
00分の197.5」とする。

別表第1区長の項中「1,153,000円」を「1,195,0
00円」に改め、同表副区長の項中「924,000円」を「958,
000円」に改める。

(東京都板橋区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
改正)

第2条 東京都板橋区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
(昭和31年板橋区条例第13号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の192.5」を「100分の195」
に改める。

付則に次の1項を加える。

20 令和7年12月に支給する期末手当に関する第8条第2項の規

定の適用については、同項中「100分の195」とあるのは「100分の197.5」とする。

別表議長の項中「924,000円」を「958,000円」に改め、同表副議長の項中「794,000円」を「823,000円」に改め、同表委員長の項中「655,000円」を「679,000円」に改め、同表副委員長の項中「629,000円」を「652,000円」に改め、同表その他の議員の項中「609,000円」を「631,000円」に改める。

(東京都板橋区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 東京都板橋区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年板橋区条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部教育長職務代理者たる委員の項中「263,000円」を「273,000円」に改め、同部その他の委員の項中「247,000円」を「256,000円」に改め、同表選挙管理委員会の部委員長の項中「298,000円」を「309,000円」に改め、同部委員長職務代理者たる委員の項中「263,000円」を「273,000円」に改め、同部その他の委員の項中「243,000円」を「252,000円」に改め、同表農業委員会の部会長の項中「47,000円」を「49,000円」に改め、同部会長職務代理者たる委員の項中「36,000円」を「37,000円」に改め、同部その他の委員の項中「28,000円」を「29,000円」に改める。

(東京都板橋区監査委員の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 東京都板橋区監査委員の給与等に関する条例（平成3年板橋区条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「67万5,000円」を「70万円」に改め、同項第2号中「65万5,000円」を「67万9,000円」に改め、同条第2項第1号中「31万7,000円」を「32万9,

000円」に改め、同項第2号中「30万8,000円」を「31万9,000円」に改め、同条第3項中「15万2,000円」を「15万8,000円」に改める。

(東京都板橋区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部改正)

第5条 東京都板橋区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例(昭和31年板橋区条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条中「84万8,000円」を「87万9,000円」に改める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の東京都板橋区長及び副区長の給料等に関する条例(以下「改正後の区長等給料条例」という。)別表第1の規定、第2条の規定による改正後の東京都板橋区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の議員報酬条例」という。)別表の規定、第3条の規定による改正後の東京都板橋区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例(以下「改正後の行政委員会委員報酬条例」という。)別表の規定、第4条の規定による改正後の東京都板橋区監査委員の給与等に関する条例(以下「改正後の監査委員給与条例」という。)第2条の規定及び第5条の規定による改正後の東京都板橋区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例(以下「改正後の教育長給与条例」という。)第2条の規定は、令和7年4月1日から適用する。

2 改正後の区長等給料条例、改正後の議員報酬条例、改正後の行政委員会委員報酬条例、改正後の監査委員給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の東京都板橋区長及び副区長の給料等に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第2条の規定による改正前の東京都板橋区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された報酬等、第3条の規定による改正前の東京都板橋区行政委員会の委員

の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された報酬、第4条の規定による改正前の東京都板橋区監査委員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与等又は第5条の規定による改正前の東京都板橋区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の区長等給料条例の規定による給与、改正後の議員報酬条例の規定による報酬等、改正後の行政委員会委員報酬条例の規定による報酬、改正後の監査委員給与条例の規定による給与等又は改正後の教育長給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(提案理由)

区長、副区長、常勤監査委員及び教育長の給料並びに区議会議員、教育委員、選挙管理委員、農業委員及び監査委員の報酬を引き上げ、区長、副区長及び区議会議員の期末手当の支給月数を改める必要がある。